

## 原子力損害の賠償に関する巡回相談窓口の設置について

### ～法人および個人事業主様向け～

弊社の福島第一および福島第二原子力発電所の事故により、福島県内の多くの皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

本件事故により皆さまが被りました損害につきましては、原子力損害賠償制度にもとづき、弊社として誠意を持って公正かつ迅速に対応してまいります。

このたび、喜多方市様、会津喜多方商工会議所様、及びきたかた商工会様のご協力をいただき、喜多方地域における法人および個人事業主様（観光業・商工業・サービス業・農林業等）を対象とした、原子力損害の賠償に関する巡回相談窓口を下記の通り設置することとなりましたのでお知らせ致します。

#### 記

#### 1. ご相談の対象

原子力発電所の事故による風評被害等により、減収などの損害を被られた法人および個人事業主様のうち、喜多方市で観光業・商工業・サービス業・農林業等を営んでいる皆さま。  
※ただし、JA等の農林業者の団体に請求を委任されている皆さまは除きます。（団体に請求を委任されている損害以外の損害がある場合は対象となります。）

#### 2. ご相談窓口

平成23年10月31日（月）より毎週、月、水、金曜日を基本として、以下の場所にて開催致します。（詳しくは別紙（裏面）「巡回相談窓口の開催予定について」をご覧ください。）

##### ① 場 所 ○喜多方プラザ（水、金を基本）

喜多方市字押切2丁目1番地

##### ○会津喜多方商工会議所（月を基本）

喜多方市字沢ノ免7331

##### ○きたかた商工会各地区センター（金を基本）

- ・ 塩川地区センター（喜多方市塩川町字東栄町1丁目12-3）
- ・ 高郷地区センター（喜多方市高郷町上郷字前林戊298-6）
- ・ 山都地区センター（喜多方市山都町字蔵ノ後940-1）
- ・ 熱塩加納地区センター（喜多方市熱塩加納町熱塩西勝原丙13-1）

##### ② 時 間 10:00～12:00、13:00～16:00

（きたかた商工会各地区センターでの開催時間は10:00～12:00、14:00～16:00）

##### ③ 実施内容 請求書のお渡し、請求方法・記入方法のご説明等

#### 3. その他

会津若松アピオにおいて、避難等対象区域からご避難された個人様、並びに法人および個人事業主様向けの常設「相談窓口」を開設しておりますので、こちらも併せてご利用ください。（日曜日、祝日を除く）

原子力損害賠償に関する問い合わせ先  
東京電力株式会社 福島補償相談室（コールセンター）  
TEL：0120-926-404 時間 9:00～21:00